

ところざわ産品情報発信業務委託質問への回答

No.	該当項目	質問内容	回答
1	2. 業務内容・要件 (2)運用保守業務 ④ウイルスチェック	<p>ウイルスチェックですが、こちらは定期的実行は必須でしょうか？サーバは不特定多数の利用者がファイルをアップロード・ダウンロードするような仕組みは存在せず、またサーバ上ではWebサーバ(nginx)やDB(MySQL)等の決まったプログラムしか作動させないため、サーバがウイルスに感染する可能性は無いと考えており、そのため特にウイルス対策ソフトを定期的に行う必要はないと考えております。</p> <p>参考URL: https://teratail.com/questions/91890?fbclid=IwAR1bcjQAvVfzWJc-lo0nA3m1ERZaJF1wxc8DAGPIlwBHg-bZqV100_ANoMQ</p>	<p>保守運營業務において、ウイルスチェックを実施しない(又はできない)場合、コンピュータウイルス等の感染に対する十分なセキュリティが確保されていることを提案時に示してください。</p>
2	要項 I 業務の内容 (3)ウと(5)	<p>契約期間について、令和3年3月31日となっているが、ホームページを作り、店舗紹介などをHP上で行い、またそのサイトの周知させるための広報活動は、最低でも1年ないと効果が得られない。このことから、サイトに掲載希望店舗を掲載するにあたって、それぞれの店舗が参加してから1年間の契約で掲載すると考えているが、相違はないか。(例)令和9月に掲載した店舗は令和3年8月まで掲載、令和3年3月に掲載しはじめた店舗は、令和4令和4年2月までの掲載と考えている。</p> <p>これにあたり、所沢市の契約期間終了までに掲載希望した店舗は、掲載料に関しても年間の一括で考えているが、このとらえ方で問題はないか。</p>	<p>委託契約は、あくまで令和3年3月31日までとなりますので、市が委託するホームページの公開は、原則として同日をもって終了することとなりますが、翌日以降においても受託者独自にホームページの運用を継続していくような提案にも期待しています。</p> <p>掲載料について、市の委託契約期間においては、受託者は掲載店舗から料金を徴収することはできませんが、受託者が独自に行う委託契約終了後のホームページの公開・運営管理に係る掲載店舗からの掲載料の設定については、市は関与いたしません。</p> <p>また、市の委託契約期間終了後の掲載の予定の有無によって、委託期間中における掲載方法等に差をつけることはできません。</p>